



(役員報酬)

第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。

(寄附行為認可申請書の提出)

第8条 設立者は、学校の開設年度の前年度の12月末までに寄附行為認可申請書を県に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月31日から施行する。